

著作権

契約書



詞家の川内康範さんが「ありえない。もう俺の歌は歌わせない」と激怒した、というもの。

「いつも心配かけてばかり、いけない息子の僕でした。今ではできないことだけと叱ってほしいよ。もう一度」この部分、保富康午氏

個人的にはあまりよい台詞とは思いませんが、果たしてこれは問題か。著作権的には、川内さんの歌詞がこのパースで変更されたことになるか、にかかっています。歌詞の無断変更ならば少なくとも著作者人格権（同一性保持権）を侵害していますし、翻案権侵害の可能性もある。

私が最初に騒動の噂を聞いたときに連想したのは玉置宏さんでした。彼が司会をしていて、どなたか歌う前に「しっかりと」した台詞をいいますね。これを歌詞に対する変更という人はいないでしょう。玉置さんがいっつのは良くて、本人が台詞をいうのは駄目だ、というのもおかしい。歌の前にしゃべっちゃいけない、なんて法はない。

そこで実際に台詞入りのCDを聞いて

第11回…少し寄り道 森進一 「おふくろさん」騒動を考える

弁護士・ニューヨーク州弁護士 福井健策

今回は、趣向を変えて今話題の「おふくろさん」騒動を考えてみようと思えます。いざさか（というかなんか）ワイド

ショー方面の注目を集めた騒動ですが、感情論は抜きにして、著作権を考える題材にも向いています。

事件は、森進一さんが代表曲「おふくろさん」に、次のようなパース（歌の前の台詞）を加えて歌っていたところ、作

みました（どこかのワイドショーが取材に来たのです）。パース部分にはメロディがあり、作曲は「オリジナル版」と同じ猪俣公章さん。パースから本来のイントロへほぼスムーズにつながっています。パース部分と本体歌詞はともに一人称で「おふくろさん」に呼びかける内容。

事情を知らない人が聞けば、これが「おふくろさん」という歌の完全版なんだなと思ってしまう感じがしました。おそく歌詞じたいが変更されたと見るべきでしょうか。そうだとすれば、少なくとも著作者人格権侵害。よって、法的には森さんは「パース版」を歌えないことになりそうです。

では、仮定の話ですが、「わかりました。意に沿わない以上、『パース版』は歌いません」と言って、森さんが元の「オリジナル版」を歌うことは可能なのか。川内さんは「オリジナル版」も歌わせない、ということができるのか。

実は、これは川内さんの問題であるように、川内さんだけの問題ではありません。川内さんだけの問題ではありませぬ。というのも、日本のプロの作詞家・作曲家が作った曲はたいてい、JASRAC（社団法人日本音楽著作権協会）に著作権が譲渡されているのです。つまり

り、著作権者は川内さんではなく、JASRACなのです。そして、JASRACは「著作権等管理事業法」という法律で、申請があると正当な理由がない限り曲の利用を断れない決まりになっています。権利の集中管理とは、そういう前提

ところで、この事件を聞いて「それは替え歌は一切だめなのか」とおっしゃった方がいました。結論から言えば、今の日本の裁判所は替え歌もおしなべて著作権侵害・著作者人格権侵害にしてしまつ可能性が高い（第31号「パロディの

本来の意味での「替え歌」かといえは、少し違う気がします。替え歌とは本質的にはパロディだと思えます。その特徴は聞く人が「これはオリジナルとは別なものだ、もじりだ」と理解している、あるいは漠然と気づいていることであって、いわばその落差や視点の転換が替え歌の身上だと思つたのですね（「のまね」のような空耳ソングも本質的には同じ）。それはオリジナルの改変ともいえませんが、受け取る人にとってはオリジナルとは別次元の、いわば代替し得ないあたらしい作品が生まれた、とも言える。



で成り立つのです。

では今回、「オリジナル版」の歌唱も許さないほどの正当な理由はあるか。個人的には、このケースでは「オリジナル版」の歌唱は許されるべきだと感じます。

限界」参照）。だから、嘉門達夫さんなど、代表曲「替え歌メドレー」では全部許可をとった、「誰も知らない素顔の八代重紀♪」では八代さんの許可までもとった、と話していた位です。

ただし、「おふくろさん」パース版は

内さんが我慢できない、という心情はわかります。ですから、裁判所はパロディにもう少し門戸を開くべきだと考える私も「おふくろさん」パース版についても裁判所が特にリベラルな判断をすべきだ、とは思わないのです。